

四街道市特別職の職員等の給与、旅費及び費用弁償に関する条例新旧対照表

改正案	現 行
(給与の額) 第3条 給料及び報酬の額は、次の各号に定めるところによる。 (1)・(2) (略) (3) 選挙長等については、選挙長及び開票管理者にあつては職務1回につき<u>12,200円</u>、投票所の投票管理者にあつては職務1回につき<u>14,500円</u>、期日前投票所の投票管理者にあつては職務1回につき<u>12,800円</u>、開票立会人にあつては職務1回につき<u>10,100円</u>、投票所の投票立会人にあつては職務1回につき<u>12,400円</u>（立会時間内に交替する場合にあつては、立会時間に応じて市長が定める額）、期日前投票所の投票立会人にあつては職務1回につき<u>10,900円</u>（立会時間内に交替する場合にあつては、立会時間に応じて市長が定める額）、選挙立会人にあつては職務1回につき<u>10,100円</u> (4) (略) 2 (略)	(給与の額) 第3条 給料及び報酬の額は、次の各号に定めるところによる。 (1)・(2) (略) (3) 選挙長等については、選挙長及び開票管理者にあつては職務1回につき<u>10,800円</u>、投票所の投票管理者にあつては職務1回につき<u>12,800円</u>、期日前投票所の投票管理者にあつては職務1回につき<u>11,300円</u>、開票立会人にあつては職務1回につき<u>8,900円</u>、投票所の投票立会人にあつては職務1回につき<u>10,900円</u>（立会時間内に交替する場合にあつては、立会時間に応じて市長が定める額）、期日前投票所の投票立会人にあつては職務1回につき<u>9,600円</u>（立会時間内に交替する場合にあつては、立会時間に応じて市長が定める額）、選挙立会人にあつては職務1回につき<u>8,900円</u> (4) (略) 2 (略)